

## 水戸市と第一生命保険株式会社との包括連携協力に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）及び第一生命保険株式会社（以下「第一生命」という。）は、次の条項により協定（以下「本協定」という。）する。

（目的）

第1条 本協定は、市及び第一生命相互の連携及び協力により、それぞれの人的・物的資源を活用し、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 市及び第一生命は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 健康増進に関すること。
  - (2) 安心・安全な暮らしに関すること。
  - (3) スポーツ・産業の振興に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市及び第一生命が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、市及び第一生命が協議の上、保険業法に基づき第一生命の業務として行い得る範囲で、別に定めるものとする。
- 3 市及び第一生命は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。
- 4 第一生命は、市との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社の国内子会社及び第一生命の関係会社を実施させることができるものとする。

（守秘義務）

第3条 市及び第一生命は、本協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を第三者に開示若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、市又は第一生命が何らの申出をしないときは、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 市又は第一生命のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、市及び第一生命が協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。市又は第一生命は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

（協定の見直し）

第6条 市又は第一生命のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度市及び第一生命が協議の上、変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、市及び第一生命が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び第一生命が記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月26日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
水戸市  
水戸市長 高橋 靖

東京都千代田区有楽町1丁目13番1号  
第一生命保険株式会社  
水戸支社長 杉本 健